

鳥取県町村職員退職手当給与組合の設立について

地方自治法第二百八十四条第一項の規定により、昭和三十四年四月一日から鳥取県内の他の町村及び市町村の一部事務組合と、職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するため、次のとおり規約を定め、鳥取県町村職員退職手当給与組合を設立するものとする。

昭和三十三年四月拾日

鳥取県東伯郡三朝町長坂出雅



鳥取県町村職員退職手当給与組合規約

第一章 総 則

(名称)

第一条 この組合は、鳥取県町村職員退職手当給与組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第二条 組合は、別表に掲げる町村及び市町村の一部事務組合（以下「組合町村」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第三条 組合は、組合町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理することを目的とする。

(事務所の位置)

第四条 組合の事務所は鳥取市東町鳥取県自治会館内に置く。

第二章 議 会

(議会の組織)

第五条 組合の議会の議員の定数は別表に掲げる町村の数とし、その町村の長をもつてこれに充てる。

第六条 組合の議会は、組合長をもつて議長とする。

2 組合長に事故があるとき又は組合長が欠けたときは、副組合長が年長の順により議長の職務を行う。

第三章 執 行 機 関

(組合長及び副組合長)

第七条 組合に組合長及び副組合長二人を置く。

2 組合長は、鳥取県町村会の会長の職に在る者をもつてこれに充て、副組合長は鳥取県町村会の副会長の職に在る者をもつてこれに充てる。

3 組合長に事故があるとき又は組合長が欠けたときは、第六条第二項の例により副組合長がその職務を代理する。

(職 員)

第八条 組合に吏員その他の職員を置き、組合長がこれを任免する。

(監査委員)

第九条 組合に監査委員三人を置く。

2 監査委員は、鳥取県町村会の監事の職に在る者をもつてこれに充てる。

第四章 経費の支弁方法

(経費の支弁方法)

第十条 組合の経費は、次の収入をもつてこれに充てる。

- 一 町村負担金
- 二 組合の財産から生ずる収入
- 三 その他の収入

(町村負担金)

第十一条 町村負担金は、一般負担金、通算負担金、特別負担金及び事務費負担金とする。

2 一般負担金は、組合町村がその職員の給料月額額の合算額に条例で定める割合を乗じて得た額に相当する金額を毎月納付する。

3 通算負担金は、組合町村が組合設立の日(組合設立の日後この組合に加入する町村又は市町村の一部事務組合にあつては、その加入の日、以下同じ。)において、その総ての職員が退職するものとみなしたとき組合の条例により支給すべき普通退職手当の総額の二十分の一に相当する金額を毎年度納付する。

4 特別負担金は、組合の条例による普通退職手当の額を超えて退職手当の支給を受けた職員の属する組合町村が、その超えた額の五分の一に相当する金額を毎年度納付する。

5 事務費負担金は、組合町村が組合の予算に定める事務費の組合町村職員一人当りの額に当該組合町村の職員数を乗じて得た額に相当する金額を毎年度納付する。

6 通算負担金は、組合設立の日の属する年度から二十ヶ年度、特別負担金は第四項の退職手当の支給を受けた日の属する年度の翌年度から五ヶ年度に限り納付する。

第五章 雑 則

(脱退町村の納付金及び還付金)

第十二条 組合町村が組合から脱退するときは、当該組合町村が組合に納付した事務費以外の町村負担金の総額の百分の九十に相当する金額から組合が当該組合町村の職員に支給した退職手当の総額を差引き、不足額があるときはその不足額を組合に納付し、残額があるときはその残額を組合から還付する。

附 則

この規約は昭和三十四年四月一日から施行する。
別 表